

# 合併協議会だより

平成16年12月21日(火)に第4回合併協議会が開催されました。協議の結果、三つの協定項目が決定され、50協定項目中49協定項目が決定しました。

## 協議事項

協議第60号 協定項目2 合併の期日について(その2)

合併の期日は、平成18年2月1日とする。

協議第61号 協定項目7 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 新町の議会の議員の定数については、16人とする。
- 2 議会の議員の任期については、合併の日の前日までとし、市町村の合併の特例に関する法律第7条に規定する在任特例は適用しない。
- 3 新町の議会の議員の報酬額については、合併時に再編する。

協議第62号 協定項目8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 新町に一つの農業委員会を置く。
- 2 農業委員会の選挙による委員であった者については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後6か月間引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3 在任期間の報酬額については、都幾川村の例により、合併時に統合する。
- 4 在任特例適用後の新町の農業委員会の選挙による委員の定数については、13人とし、選挙区は設けないこととする。

協議第59号 新町建設計画案について

新町建設計画案について協議され、協議結果を踏まえて埼玉県と事前協議を開始することを決定しました。

## 新町のまちづくりの三つの目標と七つの基本方針

**まちづくりの目標** 新町のまちづくりの三つの目標を設定します。

人と自然が共生する美しいまち

人々が協働する活力あるまち

地域資源を活かし、新しい地域を創造するまち

## 基本方針 まちづくりの目標を具体化するために、七つの基本方針を設定します。

### 生活基盤の整備・保全

水と緑の自然環境を保全するとともに、環境に調和し、地場産材を活用した美しい景観づくりを進めます。また、道路交通網の整備や身近な施設の整備を進めます。

### 生活環境の整備・保全

上下水道の供給処理施設の整備を図るとともに、ごみの減量化、資源化を促進します。また、防災、防犯体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### 福祉・保健・医療の充実

福祉、保健、医療の充実を図り、子どもたち、高齢者、障害者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。また、すべての住民が健康で生きがいを持って生活し、お互いに支え合う地域社会をつくりま

### 教育・文化の創造・継承

町を担う人材を育て、新たな地域文化の創造と世代間交流を通して、歴史ある文化の継承を進めます。また、子どもたちの教育環境を整備し、町全体で子どもたちを育てる環境をつくりま

### 地域産業の創出・活性化

農林業の活性化を図るとともに、伝統産業である木工・建具の普及を図ります。また、地域資源を発掘し、有効に活用することにより、新たな観光産業を創出します。

### 地域コミュニティの形成

一人ひとりの人権が大切にされる連帯感のある地域をつくるために、住民自身が主体的にまちづくりに関わり、地域の課題を改善する体制を整備します。

### 計画的な行財政運営

情報公開を進め、住民参加による行財政運営を進めます。また、限られた財源を有効に活用するとともに、住民等と協働による施策の実施や、新たな財源の確保を図ります。

上記の内容は概要であり、詳細はホームページに掲載してあります。なお、新町建設計画案は県との協議により変更となる場合があります。

#### 都幾川村・玉川村合併協議会開催予定

##### 第5回合併協議会

平成17年1月26日(水) 午後2時～

場 所 玉川村文化センター

(アスピアたまがわ)

都合により日程・時間等変更になる場合があります。傍聴定員は原則30名以内で開催します。

<お詫び> 第5回合併協議会は、平成17年1月12日(水)を予定していましたが、1月26日(水)の開催予定に変更となりました。

都幾川村・玉川村合併協議会

〒355 - 0396

比企郡都幾川村大字桃木32番地

TEL090 - 4374 - 5165

ホームページ <http://www.tokitama.jp>